

政策手法の規定例

<目次>

はじめに

§1 強制

禁止 義務付け 命令 許可 許可に類する登録・届出・承認

§2 誘導

補助 援助・助成 税の優遇・重課 認証 広報・啓発 情報の提供 公表

§3 自主性の助長

自主規制 利害調整・紛争予防

§4 公共サービスの提供

金銭の支給 無利子貸付け サービスの提供 施設の提供

§5 実効性確保

罰則 是正命令 許可等の取消し 勧告・公表 サービスの停止 即時強制

はじめに

政策を条例などの法令にするためには、政策の内容的な検討をしたうえで、検討した内容を条文の形にする必要があります。ところが、検討した内容を基に法令の条文を書くとなると一苦労します。つまり、頭の中にイメージがあることと、それを条文の形にして表現することは別物で、条文を書くこと自体の難しさがあると思います。法令を起案するためには、法制執務、立法技術などの書物により得た知識を基に、実際に法令起案の経験を積む必要がありますが、以下では、政策手段の基本的な型である手法が、法令ではどのように規定されているかをお示しして、条例起案の理解を深めるお手伝いしたいと思います。

政策の手段の基本的な型である手法というのは、ある程度種類が限定されており、学説等のあがる手法を概括的に区別するなら、人の行動を変容させるための強制、誘導、自主性の助長などの手法と、社会保障給付、サービスや施設の提供などの公共サービスの提供の手法となるでしょう。

これらの手法が、法令ではどのように規定されているかを理解すれば、手法の構成・内容の理解が進むとともに、条例の条文のイメージが浮かび起案しやすくなると思います。いわば、政策形成と条例起案の橋渡しの役割を担うのではないのでしょうか。

以下では、主として東京都の条例を題材として、これらの手法について、条例ではどのように規定されているかをお示ししたうえで、Q&Aによりどのような検討を経てそのような規定になったかを考えていただき、条例起案の理解を深めることに役立てていただきたい

と思います。

§1 強制

望ましい状況を達成するために、望ましい行為を義務付ける、望ましくない行為を禁止し、違反には罰則を科すなどで強制する手法です。

法令では、禁止、義務付け、命令、許可などの規定があります。

強制では、義務が明確に示されること、強制力により確実な効果が期待できることなどの長所があります。反面、違反する行為が分散している場合は、規制が困難となること、きめ細かな対応が困難であることなどの短所もあります。

強制が有効な場合として、生命・安全・健康・財産といった保護法益が重大な場合などがあるとされています。

※ 各手法の長所、短所、有効な分野等の詳細については、原田大樹「政策実施の手法」大橋洋一編著『政策実施』（ミネルヴァ書房、2010年）55頁以下、環境省「環境政策の各手法の特徴と有効性」などを参照。

禁止

望ましい状況を実現するため、明らかに望ましくない行為（＝許されない行為）を禁止することです。

禁止は、厳しい制限を課すものですから、禁止をしなければ目的を達成できない場合に用いられます。それゆえ、禁止をしなければ目的を達成できない理由を考える必要があります。また、一般的には禁止したうえで特定の場合に禁止を解除する許可制を採ることが可能かどうかとも考える必要があるでしょう。

なお、禁止に違反した場合は、罰則が設けられることが多いです。罰則を科す以上、禁止の内容は明確に規定する必要があります。

ところで、禁止に違反した場合、罰則ではなく、許可に伴う禁止に係る違反であればその許可を取り消すなどの制裁を科すこともあります。また、制裁を科す規定を置かないこともあります。

どのような制裁を科すかは、個別具体的な判断になりますが、禁止により保護する法益、実効性確保の必要性などを考慮して決定することになるでしょう。

例えば、「ふぐ取扱責任者以外の者は、ふぐの取扱いに従事してはならない」（東京都ふぐの取扱い規制条例第10条）という禁止規定については、ふぐの内臓などには毒があり、ふぐ取扱責任者以外の者が取り扱おうと、人の健康等に害を及ぼす危険がありますので、この場

合は罰則を科すべきでしょう（同条例第 21 条第 1 号参照）。

一方、「使用者は、一般都営住宅を他の者に貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡してはならない」（東京都営住宅条例第 18 条）という禁止規定については、都営住宅の用法に違反したものですから、民事法であるなら賃貸借の解除のような制裁を科すことが考えられ、使用許可の取消しということになるでしょう（同条例第 39 条第 1 項第 7 号参照）。

【規定例】

東京都屋外広告物条例

（禁止物件）

第七条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- 一 橋(橋台及び橋脚を含む。)、高架道路、高架鉄道及び軌道
- 二 道路標識、信号機及びガードレール
- 三 街路樹及び路傍樹
- 四 景観法第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木
- 五 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突及びこれらに類するもの
- 六 形像及び記念碑
- 七 石垣及びこれに類するもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要なものとして知事の指定する物件

2 (略)

(禁止区域若しくは禁止物件又は許可区域に許可を受けずに表示又は設置をすることができる広告物等)

第十三条 次に掲げる広告物等は、第六条から第八条までの規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。ただし、第二号から第六号まで及び第八号に掲げる広告物等については、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 他の法令の規定により表示する広告物等
- 二 国又は公共団体が公共的目的をもつて表示する広告物等
- 三 公益を目的とした集会、行事、催物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕(網製のものを含む。以下同じ。)及びアドバルーン
- 四 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する広告物
- 五 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物等(以下「自家用広告物」という。)
- 六 自己の管理する土地又は物件に、管理者が管理上必要な事項を表示する広告物等

七 冠婚葬祭、祭礼等のために表示する広告物等

八 公益を目的とした行事、催物等のために表示するプロジェクションマッピングで、公益性を有するもの

(罰金)

第六十八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条又は第七条第一項の規定に違反した者(第六条各号に掲げる地域若しくは場所又は第七条第一項各号に掲げる物件にはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置した者を除く。)

(以下略)

【参考法令】 屋外広告物法

(定義)

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 (略)

(広告物の表示等の禁止)

第三条 (略)

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

一 橋りよう

二 街路樹及び路傍樹

三 銅像及び記念碑

四 景観法(平成十六年法律第百十号)第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 (略)

Q1 第7条第1項が各号列記の物件を禁止物件とする理由は何か。

Q2 第13条が一定の屋外広告物の表示を認める理由は何か。

Q3 違反には罰則が必要か。

- A1 屋外広告物法第3条第2項の趣旨から考えて、屋外広告物を表示すると良好な景観・風致に支障を及ぼす物件については、屋外広告物の表示を禁止する必要があるからだと考えます。
- A2 屋外広告物法第2条第1項の「屋外広告物」の定義ですと、屋外広告物に該当するものは非常に広範囲にわたりますので、例えば、住居表示板（住居表示に関する法律第8条第1項参照）のような公益上必要な屋外広告物などについては、例外として禁止物件にも表示を認める必要があるものがあります。第13条は、例外として禁止物件にも表示を認める必要がある屋外広告物を定めています。
- A3 屋外広告物を表示すると良好な景観・風致に支障を及ぼす物件については、表示等を禁止したうえで、その実効性を確保するために罰則が必要だと考えます。ただ、屋外広告物のうちはり紙や容易に取り外すことができるはり札等、広告旗又は立看板等の表示等については、罰則をかけるまでの行為でないと考えます。

義務付け

望ましい状況を実現するため、望ましい行為を義務付けることです。

まず、義務付ける理由を考えなければなりません。

義務に違反した場合は、罰則が設けられることもありますが、罰則ではなく、許可に伴う義務付けに係る違反であればその許可を取り消すなどの制裁を科すこともありますし、制裁を科す規定を置かないこともあります。どのような制裁を科すかについては、禁止の場合と同様の考慮が必要です。

なお、義務付けをするのは行き過ぎの場合、「努めなければならない」のような努力義務規定を置くこともあります。

【規定例】

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、及び東京都(以下「都」という。)、自転車を利用する者(以下「自転車利用者」という。)、事業者、都民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

(自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条 自転車利用者(未成年者を除く。以下この条において同じ。)は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)

第二十七条の五 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者(以下「自転車購入者」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(以下略)

Q1 第 27 条第 1 項が自転車利用者に自転車損害賠償保険等に加入することを義務付けている理由は何か。

Q2 第 27 条第 1 項は義務規定とし、同条第 2 項は努力義務規定となっている理由は何か。

Q3 第 27 条の 5 の趣旨は何か。

Q4 自転車損害賠償保険等に加入する義務に違反した場合罰則が必要か。

A1 自転車事故による他人の生命、身体に関する損害を確実に賠償することができるようにするためです。

A2 義務付けまでするのは行き過ぎの場合、「努めなければならない」のような努力義務規定を置くこともあります。第 1 項は対人賠償に関する規定ですから義務規定とし、第 2 項は対物賠償に関する規定ですから努力義務規定にとどめたと考えられます。なお、自賠責保険においても、対物賠償については損害賠償保険の加入は任意とされています。

A3 自転車を販売する際に自転車利用者に対して自転車損害賠償保険の加入の確認と情報の提供を行うことにより加入を促す趣旨だと考えられます。

A4 自転車による重大な人身事故も生じており、加害者側に高額な賠償命令が出ていることを考慮すると、被害者救済のため、自転車損害賠償保険等への加入義務に罰則を設けることも考えられます。しかし、当面、まずは自転車損害賠償保険等への加入促進に向けた利用者等の意識向上が重要であることから、罰則までは設けないことも考えられます。

※ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進に関する標準条例条文解説(平成 31 年 2

月 国土交通省自転車活用推進本部事務局) 参照。

命令

望ましい状況を実現するため、行政機関が特定の相手方に作為又は不作為を義務付ける処分です。前述の禁止や義務付けが条例により一般的に義務を課すのに対して、命令は、対象者を特定して具体的な義務を課すこととなります。条例で規定されている禁止や義務付けなどを具体的に実現するための手段として規定されることが多いです。

【規定例】

東京都屋外広告物条例

(目的等)

第一条 この条例は、屋外広告物及び屋外広告業について、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。)の規定に基づく規制、都民の創意による自主的な規制その他の必要な事項を定め、もつて良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

2 (略)

(禁止区域)

第六条 次に掲げる地域又は場所に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域並びに同項第十二号の規定により定められた都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第十二条の規定による特別緑地保全地区。ただし、知事の指定する区域を除く。

(以下略)

第三十二条 この条例又はこの条例に基づく規則に違反した広告物等があるときは、知事は、当該広告物の表示者等に対して当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は五日以上の期限を定め、改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 (略)

(公表)

第三十三条 知事は、前条第一項の規定による命令を受けた広告物の表示者等が、正当な理由なく当該命令に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

2 (略)

(罰金)

第六十八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第三十一条又は第三十二条第一項の規定による命令に違反した者
(以下略)

Q1 第32条第1項で、知事が広告物等の表示等の停止を命ずる理由は何か。

Q2 同項の命令違反には、どのような制裁があるか。

A1 第1条の良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止という目的から、この条例では広告物等に対してさまざまな規制をしています。例えば、第6条第1号では、広告物等を住居専用地域などにおいて表示・設置することを禁止しています。第32条第1項は、このような条例の規制の実効性を確保するため、違反する広告物等の表示等を停止することを命ずることとしています。

A2 第32条第1項の命令違反には、表示者等が命令に従わなかった旨の公表（第33条第1項）、罰則（第68条第5号）の制裁があります。

<勧告と命令>

なお、命令のように法的拘束力を用いて望ましい状況を実現するのではなく、相手方の任意の協力を得て、望ましい状況を実現する勧告というものもあります。次の規定例のように、命令を発する前に、勧告を行うという規定も多くあります。

【規定例】

東京都受動喫煙防止条例

(既存特定飲食提供施設の管理権原者等に対する勧告、命令等)

第十一条 知事は、既存特定飲食提供施設の管理権原者等が第九条第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた既存特定飲食提供施設の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた既存特定飲食提供施設の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(罰則)

第十五条 第十一条第三項の規定に基づく命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

許可

法令による特定の行為の一般的禁止を特定の場合に解除して、適法に行うことができるようにする処分です。まず、特定の行為を禁止する理由を考えた上で、その禁止が解除される場合や基準を考える必要があります。また、許可された行為が適正に行われるように監督手段を考える必要があります。

なお、許可基準を決める際には、その政策の目的が達成できるような基準を定める必要があり、政策の目的の達成とは無関係な許可基準を定めることは過剰な規制になります。許可基準には、事業等を適切に行うことができるために必要な積極的な基準と、事業に関して不適切な行為をするおそれがある者を排除する消極的な基準（欠格事由）がありますが、いずれにしても、目的の達成のため必要なものでなければなりません。また、許可は、本来の自由を回復するものですから、行政機関の自由な裁量で許可を拒むことはできません。できる限り、許可基準を明確に規定して、行政機関の裁量を制限することが必要だとされています。

【規定例】

プール等取締条例（東京都）

(目的)

第一条 この条例は、市町村・・・の存する区域におけるプール及び水泳場(以下「プール等」という。)の構造及び維持管理等について必要な規制を行うことにより、公衆衛生の向上及び安全の確保を図ることを目的とする。

(許可等)

第三条 プール等を経営しようとする者は、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。・・・

2 (略)

3 知事は、第一項の規定により許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。

一 貯水槽は、不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造とし、オーバーフロー溝を設けること。また、水泳者の見やすい場所に水深を明示すること。

(以下略)

4 知事は、第一項の規定により許可をするに当たっては、公衆衛生又は安全の確保のため必要な限度において、条件を付することができる。

(措置の基準)

第五条 許可経営者及び第三条第二項の規定により届出をした者(以下「届出経営者」という。)は、プール等における公衆衛生及び安全の確保に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 施設内は、常に整頓し、水泳者が利用する場所は、毎日一回以上清掃すること。
- (以下略)

(管理者の設置)

第六条 許可経営者は、第五条の規定による必要な措置を講ずるため、施設ごとに専任の管理者を置かなければならない。ただし、自ら管理するときは、この限りでない。

(報告の徴収及び立入検査)

第七条 知事は、必要があると認めるときは、許可経営者、届出経営者、管理者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に、プール等に立ち入り、その構造設備若しくは第五条の規定による措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、環境衛生監視員と称し、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(使用停止及び措置命令)

第八条 知事は、第三条第一項の規定による許可に係る施設が、同条第三項に規定する基準に適合しないと認めるとき・・・は、期間を定めて、当該プール等の使用停止を命じ、又は公衆衛生上若しくは安全の確保上、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第九条 知事は、許可経営者が、次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の規定による許可を取り消すことができる。

- 一 第三条第四項の規定により付した条件に違反したとき。
- 二 第六条の規定に違反したとき。
- 三 前条の規定による命令に違反したとき。

(罰則)

第十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反してプール等を経営した者
- 二 第八条の規定による命令に違反した者

- Q1 プール等の経営を許可制にしている理由は何か。
- Q2 許可基準はどのようなものか。
- Q3 許可された行為が適正に行われるための手段は何か。

A1 プール等を経営することは本来自由かもしれませんが、プール等が不衛生であったり、安全に問題があったりするならば、利用者の健康等を害する危険性があるため、あらかじめプールの経営を一般的に禁止しておき、衛生状態や安全の確保ができていないことを確認したうえで、プールの経営を個別に認めるということが、許可制にしている理由です。

A2 条例の目的は、公衆衛生や安全の確保を図ることなので、許可基準を定める際には、この目的の達成のために必要な基準を定める必要があります。問題とされた分野における施策に関する知識（専門知識）が必要となりますが、ここでは、プール等に関して公衆衛生や安全の確保を図るために必要な基準を思い浮かべてください。そうすると、プール等の水質を衛生的なものに保つことや、プール等で溺れたり、プールサイドで滑ったりすることを防ぐことなどが思い浮かびます。そこから、問題とされた分野における施策に関する知識を活用して、貯水槽やプールサイドの構造、監視体制などについて基準を定めていくことになるでしょう。

A3 一般に、許可を受けた後も、許可に係る業務が適正に行われるように、義務規定や監督規定が置かれることが多いです。

第5条では、プール等を経営する者は、経営の許可を得た後も、プール等における公衆衛生や安全の確保に関し、必要な措置を講ずるように義務付けています。

次に、第7条では、知事は、プール等における公衆衛生や安全の確保のため必要な報告を求めたり、立入検査を行うことができるとし、第8条では、プール等における公衆衛生や安全の確保ができていないときは、公衆衛生や安全の確保のため必要な措置を講ずるよう命ずることができるとしています。

次に、第9条では、知事は、プール等の経営者がプール等における公衆衛生や安全の確保に関し、必要な措置を講じなかったり、措置命令に違反した場合など、許可を取り消すことができるとしています。これは、制裁であるとともに、この制裁があることにより適正に業務を行うことを確保する意義もあります。

次に、第10条では、許可を受けることなくプール等を経営した者や措置命令に違反した者に、罰則を科すこととしています。

許可は、以上のような事業規制に関する法令だけでなく、ある行為を行う際に許可を要するとする法令でも用いられます。

【規定例】

東京都文化財保護条例

(目的)

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で東京都(以下「都」という。)の区域内に存するもののうち、都にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて都民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

(以下略)

(指定)

第四条 教育委員会は、都の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち、都にとって重要なものを東京都指定有形文化財(以下「都指定有形文化財」という。)に指定することができる。

(以下略)

(現状変更等の制限)

第十四条 都指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、都は、その通常生ずべき損失を補償する。

第六十四条 第十四条(第三十六条で準用する場合を含む。)の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで都指定有形文化財若しくは都指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

Q1 第14条第1項で都指定有形文化財に関し現状変更等をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならないとしている理由は何か。

Q2 第14条第3項の趣旨は何か。

Q3 第14条第4項の趣旨は何か。

Q4 第14条第5項の趣旨は何か。

Q5 第14条の許可制の実効性を確保するための手段は何か。

A1 都指定有形文化財は、有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いものなどですから、原則として現状そのまま保存すべきものです。しかし、例えば、建造物が老朽化して壊れそうな場合に維持の範囲を超える修理をするようなときは、現状変更を認める必要があります。このように、原則は現状変更等を禁止して、教育委員会が個別に認める場合にのみ現状変更を認めることとするため、許可制としています。

A2 第1項で現状変更等の許可をする場合でも、都指定有形文化財の歴史上・芸術上の価値が失われることがないように、許可の条件として必要な指示をすることができるとしています。

A3 第3項の許可の条件は、都指定有形文化財の歴史上・芸術上の価値が失われることがないようにするため必要な指示ですから、それに従わなかつたときは、教育委員会は、現状変更等の停止を命じ、又は許可を取り消すことができるとしています。

A4 都指定有形文化財の所有者等が自ら必要と考える現状変更等を行うことができないことに対する損失補償です。

A5 第64条で罰則を設けることにより許可制の実効性を確保することとしています。

許可に類する登録・届出・承認

なお、登録、届出、承認は、法令上、いろいろな用法がありますが、許可に類するような用法場合があります。この場合、許可の場合と同様に、特定の行為に登録・届出・承認を要することになっている理由、その基準、行為が適正に行われるための手段などが検討事項となります。

登録

一定の事実等を行政機関に備える帳簿に記載することをいいます。それにより、その事実等の存否を公に証明することになります。

法令上、登録にはいろいろな効果を与えられていますが、登録を受けなければ事業ができないとするものも多いです。この点は、許可と同じような効果となりますが、許可と比較すれば、行政機関の裁量の余地がなく一定の拒否事由がない限り登録されることになっています。

この場合は、許可と同様、特定の行為を禁止する理由を考えた上で、その禁止が解除される場合や基準を考える必要があります。また、登録された行為が適正に行われるように監督手段を考える必要があります。

【規定例】

東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。)第四十八条第一項の規定に基づき、市町村の存する区域において浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第三条 浄化槽保守点検業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

(以下略)

(登録の申請)

第四条 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(以下略)

(登録の実施等)

第五条 知事は、前条第一項の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並び

に登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

(以下略)

(登録の拒否)

第六条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第四条の申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第十四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

(以下略)

(登録の取消し等)

第十四条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第三条第一項又は第三項の登録を受けたとき。

(以下略)

(罰則)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項又は第三項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者

(以下略)

【参考法令】 浄化槽法

(目的)

第一条 この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もつて生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第四十八条 都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区とする。）は、条例で、浄化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる。

Q1 浄化槽保守点検業を営むことを登録制にしている理由は何か。

Q2 登録の拒否事由はどのようなものか。

Q3 浄化槽保守点検業が適正に行われるための手段は何か。

A1 浄化槽法第 1 条にあるように、浄化槽によるし尿・雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与するために、一定の要件を備える者だけに浄化槽保守点検業を営むことを認める必要があるからだと考えます。

A2 浄化槽保守点検業を営むことについて不適格な者には、登録を拒否するという観点から、浄化槽法や本条例の規定に違反して罰則を科されたり登録の取消しを受けたりして 2 年を経過していない者などは登録が拒否されます。業務を適正に行うための積極的な基準というより、不適格な者を排除するという基準となることが多いです。

A3 まず、登録を受けずに浄化槽保守点検業を営むと、第 19 条第 1 号のように、罰則が科されることとなります。また、不適切な業務を行うと、第 14 条のように、業務停止や登録の取消しを受けることとなります。

届出

一定の事実等を行政機関等に知らせることをいいます。

法令上、届出は、多く用いられますが、次の規定例のように、行政機関が届出を受けて、届出に係る行為を禁止、制限などをすることもあります。この点は、許可と似たような効果となります。

この場合は、届出をさせる理由、届出に係る行為を禁止、制限する理由を考える必要があります。

【規定例】

東京における自然の保護と回復に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、他の法令と相まって、市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。

(特別地区)

第二十二條 知事は、保全計画に基づいて、自然環境保全地域内及び森林環境保全地域内に、特別地区を指定することができる。

2 (略)

3 特別地区内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

(以下略)

(普通地区)

第二十三條 自然環境保全地域又は森林環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域(以下「普通地区」という。)内において次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法、着手予定年月日その他の規則で定める事項を届け出なければならない。

- 一 その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

二～五 (略)

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、自然環境保全地域又は森林環境保全地域における自然の保護と回復のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があった日から起算して三十日以内に限り、その自然の保護と回復のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 (略)

4 第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、その届出に係る行為に着手してはならない。

5 (略)

第六十六條 第二十三條第二項の規定による処分・・・に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十七條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 ……第二十三條第一項・・・の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十三條第四項の規定に違反した者

(以下略)

Q1 第 23 条第 1 項が普通地区において工作物の新築等をしようとする者に対して一定の事項を届出させる理由は何か。

Q2 第 23 条第 1 項の届出義務の実効性を確保するための手段は何か。

A1 届出に係る行為が、自然環境保全地域又は森林環境保全地域における自然の保護と回復に支障が及ぶ場合には、その行為を禁止するなどの命令をする必要があるからだと考えます。

A2 届出をしなかったり、届出をした日から起算して三十日を経過しない間に届出に係る行為に着手した場合は、罰則が科されます（第 67 条第 1 号・第 2 号）。また、知事の命令に違反した場合も、罰則が科されます（第 66 条）。

承認

一般には同意することをいいます。

法令上、承認は、いろいろな用法がありますが、承認を受けなければ事業、行為などができないとするものもあります。この点は、許可と同じような効果となります。

この場合は、許可と同様、特定の行為を禁止する理由を考えた上で、その禁止が解除される場合や基準を考える必要があります。また、承認された行為が適正に行われるように監督手段を考える必要があります。

【規定例】

東京都給水条例

(目的)

第一条 この条例は、東京都(以下「都」という。)の水道の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置の新設等の承認等)

第四条 給水装置の新設又は配水管若しくは他の給水装置からの分岐部分若しくは量水器の取付部分の給水管の口径の変更をしようとする者は、あらかじめ東京都水道事業管理者(以下「管理者」という。)に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 (略)

(給水の停止)

第三十二条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者に対し、その

理由の継続する間、給水を停止することができる。

一 (略)

二 第四条第一項の承認を受けないで給水管の口径を変更したとき、又は同条第二項の届出をしないとき。

(以下略)

(過料)

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第四条第一項の承認を受けないで、給水装置の新設又は給水管の口径の変更をした者

(以下略)

Q1 第4条第1項が給水管の口径の変更をしようとする者にあらかじめ東京都水道事業管理者の承認を受けさせる理由は何か。

Q2 第4条第1項の規制の実効性を確保するための手段は何か。

A1 第1条の目的にある給水の適正を保持するため、給水管の口径は計画使用水量を十分に供給でき、かつ、経済性も考慮した合理的な大きさでなければなりません（東京都給水条例施行規程第5条では、給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさにきめなければならないとされています。）。したがって、給水管の口径の変更をしようとする者にあらかじめ東京都水道事業管理者の承認を受けさせる必要があるからだと考えます。

A2 承認を受けないで給水管の口径を変更した場合は、給水の停止（第32条第2号）や過料（第34条第1号）の制裁があります。

§2 誘導

誘導とは、金銭、情報等を活用して、自発的に望ましい行動を促したり、望ましくない行動を抑制したりする手法です。具体的には次のようなものがあります。

金銭による誘導（インセンティブ） → 補助、助成、税の優遇

金銭による誘導（ディスインセンティブ） → 税の重課

情報による誘導（インセンティブ） → 認証 広報 啓発 情報の提供

情報による誘導（ディスインセンティブ） → 公表

誘導は、強制よりも費用対効果が高いこと、自主的な努力や進歩を促すことができることなどの長所があります。反面、望ましい状況を実現できるか不明確であることなどの短所もあります。

誘導が有効な場合として、強制では対処しづらい分散、多様かつ小口の行為に対処する場合、自発的な努力に委ねることが望ましい場合などがあるとされています。

補助

事業等を促進するため、金銭を交付することをいいます。交付される金銭を補助金と言います。補助については、補助の目的に従って、要件、対象等を定める必要があります。また、交付された補助金が交付の目的に沿って適正に使用されるような手続を定める必要もあります。

【規定例】

東京都育英資金条例

(目的)

第一条 この条例は、東京都の区域内(以下「都内」という。)に住所を有し、高等学校、高等専門学校又は専修学校に在学する者のうち、勉学意欲がありながら、経済的事由により修学困難な者に対し、修学上必要な学資金の一部(以下「奨学金」という。)を貸し付ける事業(以下「育英資金貸付事業」という。)を行う者を支援することにより、教育を受ける機会の拡充に寄与し、もって社会に貢献し得る人材の育成に資することを目的とする。

(事業の支援)

第二条 東京都は、この条例及びこの条例に基づく東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、育英資金貸付事業を行う者として規則で定めるもの(一団体に限る。以下「指定団体」という。)に対し、その事業の実施に必要な支援を行うものとする。

(補助の実施)

第四条 第一条の目的を達成するため、知事は、指定団体に対し、育英資金貸付事業に必要な経費について、予算で定めるところにより補助金を交付することができる。

2 前項の規定による補助の対象となる育英資金貸付事業は、次条から第十条までに定めるところにより行うものとする。

(奨学金の借受け資格)

第五条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- 一 貸付けを開始する月(貸付けの対象となる期間の最初の月をいう。以下同じ。)の初日に、都内に住所を有すること。
- 二 貸付けを受ける者を所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者若しくは同項第三十四号に規定する扶養親族とする者又はこれらに準ずる者として知事が定めるものがある場合は、これらの者が、貸付けを開始する月の初日に、都内に住所を有すること。
- 三 同種の資金を他から借り受けていないこと。
- 四 第三条第一号から第三号までに掲げる学校に在学していること(高等専門学校及び専修学校の専門課程にあつては、当該学校が都内に所在するものに限る。)
- 五 勉学意欲がありながら、経済的事由により修学が困難であること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を備えていること。

2・3 (略)

(補助の条件)

第十一条 知事は、第四条第一項の補助金(以下「補助金」という。)を交付する際に、次の条件を付するものとする。

- 一 奨学金の貸付けを受けようとする者に対して、連帯保証人を立てさせること、又はこれに準ずる措置をとらせること。
- 二 奨学生の選考に当たっては、その公正を期すため、関係機関からの推薦者をもって構成する選考委員会を設置し、奨学生の選考に関する事項について諮ること。
- 三 借受者が奨学金の返還を遅滞した場合は、督促の上、規則で定めるところにより違約金を徴収すること。
- 四 返還金の不納欠損処理は、規則で定めるところにより実施すること。
- 五 育英資金貸付事業について経理を明確に区分すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めること

(報告及び検査)

第十二条 指定団体は、補助金の交付を受けた事業について、規則で定めるところにより知事に実施状況を報告しなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、その職員に指定団体における東京都の補助に係る育英資金貸付事業の業務の状況を検査させることができる。

Q1 第4条第1項の補助金の交付の目的と対象はどのようなものか。

Q2 補助金が適正に使用されるための手段は何か。

A1 補助金の交付の目的は、第1条の目的を達成するためですので、都内に住所を有し、高等学校等に在学する者のうち、勉学意欲がありながら、経済的事由により修学困難な者に対し、奨学金を貸し付ける事業を行う者を支援することにより、教育を受ける機会の拡充に寄与し、社会に貢献し得る人材の育成に資することです。奨学金を貸し付ける事業を行う者を支援する方法は、都が育英資金貸付事業に必要な経費を補助することです。したがって、交付の対象は、育英資金貸付事業を行う指定団体に対して、育英資金貸付事業に必要な経費となります。

A2 育英資金貸付事業は、第5条から第10条までに定めるところにより行うものとするとともに（第4条第2項）、補助金を交付する際に一定の条件を付することにして（第11条）。また、指定団体の事業について報告や検査の規定もあります（第12条）。なお、補助金の適正な使用を図るための一般的な制度として、東京都補助金等交付規則があり、是正のための措置、補助金の返還などの監督規定が置かれています。

援助・助成

事業等を支援するため、金銭の交付その他の支援をすることをいいます。援助は、金銭以外の支援、助成は金銭的な支援という意味で用いられることが多いです。

条例では、援助・助成を行うとだけ規定して、実際のメニューは指針、予算措置などで定めることが多いです。

【規定例】

東京都文化振興条例

（芸術文化の振興）

第六条 都は、芸術文化活動を行う個人又は団体に対する援助、助成その他の芸術文化の振興を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（伝統的文化の保存、継承及び活用）

第七条 都は、東京に伝わる文化財その他の伝統的文化が、将来にわたり適切に保存、継承され、文化創造のために活用されるように、援助、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

Q1 第6条の趣旨は何か。

Q2 第7条の趣旨は何か。

A1 都は、芸術文化の振興を図るため、芸術文化活動を行う個人又は団体に対して援助、助成等を行うように努めるというものです。

A2 都は、東京に伝わる文化財その他の伝統的文化が、将来にわたり適切に保存、継承され、文化創造のために活用されるように、援助、助成等を行うように努めるというものです。

税の優遇・重課

補助のように金銭を交付するのではなく、税を優遇又は重課して政策目的を誘導することあります。

例えば、次の規定例のように、自動車を取得した際に課される環境性能割は、自動車の燃費性能等に応じて税率が変わり、燃費が良い自動車ほど税が軽減されるというものです。これにより、燃費が良い自動車を取得するように誘導するというものです。

【規定例】

東京都税条例

(環境性能割の税率)

第七十条 環境性能割の税率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 法第一百五十七条第一項(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車 百分の一
- 二 法第一百五十七条第二項(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車 百分の二
- 三 法第一百五十七条第三項の規定の適用を受ける自動車 百分の三

認証

行為、組織等が正当なものであることを公の機関が証明することをいいます。

認証を受けることにより、「お墨付き」を得ることになり、信用が高まることになります。

また、認証にどのような効果を付与するかも考える必要があります。

【規定例】

都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、・・・就労の支援に係る施策並びにソーシャルファームの創設及び活動の促進(以下「就労の支援に係る施策等」という。)の基本となる事項を定め、就労の支援に係る施策等を総合的に推進することにより、都民一人一人が個性と能力に応じて就労し誇りと自信を持って活躍する社会の実現に寄与することを目的とする。

(ソーシャルファームの創設及び活動の促進)

第十条 都は、前章に定める就労の支援に係る施策のほか、事業者による自律的な経済活動の下、就労困難者と認められる者の就労と自立を進めるため、事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業(以下「ソーシャルファーム」という。)の創設及び活動の促進を通じて、就労の支援を効果的に実施するものとする。

(認証等)

第十一条 都は、ソーシャルファームの創設及び活動を支援するため、支援対象となるソーシャルファームを認証するものとする。

2 都は、ソーシャルファームの創設及び活動の支援に当たり、支援策等を取りまとめた指針等を策定するものとする。

3 支援対象となるソーシャルファームを認証する基準は、前項の指針等において定めるものとする。

Q1 第11条第1項でソーシャルファームを認証する理由は何か。

Q2 認証を受けるとどのような効果があるか。

A1 ソーシャルファームの創設及び活動を支援することにより、その創設及び活動を促進し、就労困難者の就労の支援を効果的に実施するためです。

A2 都から支援を受けることとなります。実際、東京しごと財団は、認証を受けたソーシャルファームを運営する事業者に対し、その創設及び運営に係る費用の一部を補助しています。また、経営等に係る相談・助言等を行っています。

広報・啓発

望ましい状況を実現するために人々に広く知らせてその理解を深めることをいいます。

【規定例】

東京都暴力団排除条例

(目的)

第一条 この条例は、東京都(以下「都」という。)における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、都及び都民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置、暴力団排除活動に支障を及ぼすおそれのある行為に対する規制等を定め、もって都民の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(広報及び啓発)

第八条 都は、都民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、暴追都民センター等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

Q1 第8条で都が広報・啓発する理由は何か。

A1 都民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより、暴力団排除活動の気運が醸成されることを通じて、暴力団排除活動を推進するためです。

情報の提供

情報を提供することをいいますが、広報・啓発と同様、理解を深めることにより望ましい状況を実現するために情報を提供することもあります。

【規定例】

東京都福祉のまちづくり条例

(目的)

第一条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、東京都(以下「都」という。)、事業者及び都民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、都、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)、事業者並びに都民が相互に協働して福祉のまちづくりを推進し、もって高齢者や障害者を含めたすべての人(高齢者、障害者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なるすべての人をいう。)が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を図ることを目的とする。

(教育及び学習の振興等)

第八条 都は、福祉のまちづくりに関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、福祉のまちづくりに関して、事業者及び都民が理解を深めるとともに、これらの者の自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第九条 都は、前条の福祉のまちづくりに関する事業者及び都民の理解の深化及び自発的な活動の促進に資するため、福祉のまちづくりの状況その他の福祉のまちづくりに関する必要な情報を適切に提供するものとする。

Q1 第9条で都が福祉のまちづくりに関する必要な情報を提供する理由は何か。

A1 福祉のまちづくりに関する事業者・都民の理解の深化や自発的な活動の促進に資することを通じて、事業者・都民が相互に協働して福祉のまちづくりを推進するためです。

公表

公表とは、公的な機関等が情報を広く世間に発表することをいいます。望ましくない行為を行った者の氏名等を公表する場合にも用いられます。このような制裁があることにより、望ましい状況を実現するように誘導するという側面もあります。

【規定例】

東京都受動喫煙防止条例

(目的)

第一条 この条例は、・・・、東京都(以下「都」という。)、都民及び保護者の責務を明らかにするとともに、都民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による都民の健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。

(管理権原者等の責務)

第九条 既存特定飲食提供施設の管理権原者等(管理権原者及び施設の管理者をいう。以下同じ。)は、当該既存特定飲食提供施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

(以下略)

(既存特定飲食提供施設の管理権原者等に対する勧告、命令等)

第十一条 知事は、既存特定飲食提供施設の管理権原者等が第九条第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた既存特定飲食提供施設の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた既存特定飲食提供施設の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、

その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(罰則)

第十五条 第十一条第三項の規定に基づく命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

Q1 第 11 条第 2 項で知事が公表する理由は何か。

A1 第 9 条で、既存特定飲食提供施設の管理権原者等に、喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならないという禁止をかけています。第 11 条第 1 項は、その禁止に違反した場合、管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去などの措置をとるべきことを勧告することができるとしています。同条第 2 項は、この勧告に従わなかったときは、その旨を公表することとして、勧告に従わせるように誘導しようとしています。

なお、この条例では、管理権限者等がこの勧告に従わないときは、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとし（第 11 条第 3 項）、この命令に違反した場合は罰則を科すことにしています（第 15 条）。これは、強制の箇所解説した命令（対象者を特定して具体的な義務を課すこと）です。義務等に違反すれば、直ちに命令を行うこともあります、この規定例のように、まず勧告を行い、勧告に従わないときに命令を行うこともあります。

§3 自主性の助長

当事者の自主性を助長して望ましい状況を実現しようとする手法です。公的な機関は枠組みだけを準備しておき、当事者の自主規制、協議などにより、望ましい状況を実現しようとするものです。

法令では、自主規制、協議、あっせん等の紛争予防などの規定があります。

自主性の助長は、強制と比較して規制対象を拡大できること、自主的、自発的な活動を尊重するため、管理、運用に係る人的、財政的負担を軽減できることなどの長所があります。反面、拘束力が弱く望ましい状況を実現できるか不明確という短所もあります。

自主性の助長が有効な場合として、原因と結果の因果関係が不明確であることなどで強制などの手法が採れないケースで、予防的観点から対応する場合、自主的な取組により企業等の技術開発が促進できる場合などがあるとされています。

自主規制

個人や団体が自主的にその活動を制約することにより望ましい状況を実現することをいいます。自主規制には、公的な機関が関与しないものもありますが、公的な機関が自主規制を可能にする枠組だけを準備するものもあります。

表現の自由を尊重するため、公的な機関が前面に出ることなく望ましい状況を実現することや、法令で求められるものより高いレベルの規制をするなどの意義があります。

自主規制と公的な規制の妥当する範囲などを考える必要があります。

【規定例】

東京都青少年の健全な育成に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(図書類等の販売等及び興行の自主規制)

第七条 図書類の発行、販売又は貸付けを業とする者並びに映画等を主催する者及び興行場(興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条の興行場をいう。以下同じ。)を経営する者は、図書類又は映画等の内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該図書類又は映画等を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は観覧させないように努めなければならない。

一 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

二 漫画、アニメーションその他の画像(実写を除く。)で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

(不健全な図書類等の指定)

第八条 知事は、次に掲げるものを青少年の健全な育成を阻害するものとして指定することができる。

一 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

二 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映

画等で、その内容が、第七条第二号に該当するもののうち、強姦等の著しく社会規範に反する性交又は性交類似行為を、著しく不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げるものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

(以下略)

(指定図書類の販売等の制限)

第九条 図書類の販売又は貸付けを業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに営業に関して図書類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者(以下「図書類販売業者等」という。)は、前条第一項第一号又は第二号の規定により知事が指定した図書類(以下「指定図書類」という。)を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

2 図書類の販売又は貸付けを業とする者及び営業に関して図書類を頒布する者は、指定図書類を陳列するとき(自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。以下この条において同じ。)は、青少年が閲覧できないように東京都規則で定める方法により包装しなければならない。

3 図書類販売業者等は、指定図書類を陳列するときは、東京都規則で定めるところにより当該指定図書類を他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置かなければならない。

4 何人も、青少年に指定図書類を閲覧させ、又は観覧させないように努めなければならない。

(警告)

第十八条 前条第一項の知事が指定した知事部局の職員は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

一 第九条第一項の規定に違反して青少年に指定図書類を販売し、頒布し、又は貸し付けた者

二 第九条第二項の規定に違反して同項の規定による包装を行わなかつた者

三 第九条第三項の規定に違反して同項の規定による陳列を行わなかつた者

(以下略)

第二十五条 第十八条第一項各号・・・の規定による警告・・・に従わず、なお、第九条第一項、第二項若しくは第三項・・・の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

Q1 第7条が図書類等の販売等の自主規制を定めている理由は何か。

Q2 第8条と第9条の趣旨は何か。

Q3 第9条の制限の実効性を確保するための手段は何か。

A1 青少年の健全な育成を図るため、第7条の各号に規定するような青少年の健全な成長を阻害するおそれがある図書類等の販売等を規制する必要がありますが、表現の自由の尊重のため公的な機関が禁止などの手法を用いることには慎重でなければならないので、業者の自主規制でそのような図書類等の販売等を制限しようとするためです。

A2 その内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長するような図書類等で青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるものを知事が指定して、指定図書類については、青少年に販売等をしてはならないこととしています。

A3 第9条の制限に違反した場合は警告を発することができ（第18条第1項）、この警告を受けてもなお第9条の制限に違反した場合は罰則を科すこととしています（第25条）。

利害調整・紛争予防

協議、あっせん、調停などにより関係者間の利害を調整し、紛争を予防する手法です。関係者の合意により法令の基準以上の望ましい状況を実現することにも資するものです。

【規定例】 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、中高層建築物の建築に係る計画の事前公開並びに紛争のあっせん及び調停に関し必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係を保持し、もつて地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

（標識の設置等）

第五条 建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、近隣関係住民に建築に係る計画の周知を図るため、当該建築敷地の見やすい場所に、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより標識を設置しなければならない。

2 (略)

（説明会の開催等）

第六条 建築主は、中高層建築物を建築しようとする場合において、近隣関係住民からの申出があつたときは、建築に係る計画の内容について、説明会等の方法により、近隣関係住民に説明しなければならない。

2 (略)

(あつせん)

第七条 知事は、建築主と近隣関係住民の双方から紛争の調整の申出があつたときは、あつせんを行う。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、建築主又は近隣関係住民の一方から調整の申出があつた場合において、相当な理由があると認めるときは、あつせんを行うことができる。

3 知事は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めなければならない。

(あつせんの打ち切り)

第八条 知事は、当該紛争について、あつせんによつては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができる。

(調停)

第九条 知事は、前条の規定によりあつせんを打ち切つた場合において、必要があると認めるときは、当事者に対し、調停に移行するよう勧告することができる。

2 知事は、前項に規定する勧告をした場合において、当事者の双方がその勧告を受諾したときは、調停を行う。

3 知事は、前項の規定にかかわらず、当事者の一方が第一項に規定する勧告を受諾した場合において、相当な理由があると認めるときは、調停を行うことができる。

4 知事は、調停を行うに当たつて必要があると認めるときは、調停案を作成し、当事者に対し、期間を定めてその受諾を勧告することができる。

5 知事は、調停を行うに当たつては、東京都建築紛争調停委員会(以下「調停委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

Q1 第5条で建築主に標識を設置する義務付けをする理由は何か。

Q2 建築主と近隣住民との利害を調整する手段は何か。

Q3 このような紛争調整を行う目的は何か。

A1 近隣関係住民に建築に係る計画の周知を図るためです。これにより、近隣関係住民と合意形成のスタートとなります。

A2 建築主は、近隣関係住民からの申出があつたときは、建築に係る計画の内容について、説明会等の方法により、近隣関係住民に説明しなければならないとされています(第6条第1項)。知事は、紛争の調整の申出があつたときは、あつせんを行い(第7条)、あ

っせんが調わない場合は、調停を行うこととされています（第9条）。

A3 建築計画が法令による基準に適合していたとしても、日照障害、工事中の騒音・振動など、周辺環境に様々な影響を与えることがありうるので、建築主と近隣関係住民との間の紛争の予防と早期解決に向けた調整を行う趣旨です。これにより、個別具体的な状況に即して法令の基準以上の環境配慮を行い、建築に伴う紛争を予防して良好な近隣関係を保持し、もって地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを期待しています。

§4 公共サービスの提供

これまでは、人の行動を変容させるための強制、誘導、自主性の助長などの手法が法令ではどのように規定されているかについて述べてきました。

これからは、社会保障給付、サービスや施設の提供などの公共サービスの提供の手法が法令でどのように規定されているかについて考察したいと思います。

金銭の支給

社会保障給付として、一定の者に金銭を支給することがあります。

この場合、どのような者に対して、どのような内容の支給を行うかなどを決める必要があります。

【規定例】

世田谷区児童育成手当条例

（目的）

第1条 この条例は、児童について児童育成手当（以下「手当」という。）を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（手当の趣旨）

第2条 手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであって、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従って用いなければならない。

（支給要件）

第4条 手当は、次の各号の一に該当する者（以下「支給要件児童」という。）の保護者であって、世田谷区の区域内に住所を有するものに支給する。

（1）父若しくは母が死亡し、若しくは規則で定める程度の障害を有する状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属す

る年度の末日以前の児童

- (2) 20歳未満の者であって、別表に定める程度の障害を有するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。
- (1) 保護者の前年の所得（1月から5月までの月分の手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- (2) 支給要件児童が規則で定める施設に入所しているとき。
- (3) 支給要件児童（前項第1号に該当する支給要件児童に限る。）が父及び母と生計を同じくしているとき、又は父及び当該父の配偶者若しくは母及び当該母の配偶者と生計を同じくしているとき（当該支給要件児童と生計を同じくしている父又は母が同号に規定する規則で定める程度の障害を有する状態にあるときを除く。）。

(手当の種類及び額)

第5条 手当は月を単位として支給するものとし、その種類及び種類ごとの額は、支給要件児童の区分に応じて、次表のとおりとする。

支給要件児童の区分	種類	支給要件児童1人当たり月額
前条第1項第1号に該当する児童	育成手当	13,500円
前条第1項第2号に該当する者	障害手当	15,500円

2 保護者が、育成手当及び障害手当の支給対象に該当するときは、各手当の支給額を合算した額を支給する。

(受給資格の認定)

第6条 手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、区長に申請し、受給資格及び手当の額について認定を受けなければならない。

- Q1 児童育成手当を支給する目的は何か。
- Q2 児童育成手当の支給対象はどのような者か。
- Q3 手当の種類・額はどのようなものか。
- Q4 手当の支給を受けるための手続はどのようなものか。

A1 第1条の目的と第2条の趣旨から、手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与するこ

とを趣旨として支給され、児童の福祉の増進を図ることが目的です。

A2 ①父若しくは母が死亡し、若しくは規則で定める程度の障害を有する状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある 18 歳に達した日の属する年度の末日以前の児童、②20 歳未満の者であって、別表に定める程度の障害を有するものの保護者に対して支給されます。ただし、保護者の所得が一定以上の場合などは支給されません。

A3 第 4 条第 1 項第 1 号に該当する児童については、育成手当として、月額 13,500 円が支給され、同項第 2 号に該当するものについては、障害手当として、月額 15,500 円が支給されます。

A4 手当の支給要件に該当する者が、区長に申請し、受給資格及び手当の額について認定を受けることになります（第 6 条）。

無利子貸付け

社会保障給付として、一定の者に金銭を有利な条件で貸し付けることがあります。

この場合、どのような者に対して、どのような内容の貸付けを行うかなどを決める必要があります。

【規定例】

世田谷区母子及び父子福祉応急小口資金貸付条例

(目的)

第 1 条 この条例は、応急に小口資金を必要とする配偶者のない者であって現に児童を扶養しているものに対し、世田谷区母子及び父子福祉応急小口資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図ることを目的とする。

(貸付けを受けることができる者)

第 3 条 資金の貸付けを受けることができる者は、配偶者のない者であって現に児童を扶養しているもののうち、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 災害、疾病その他区長が定める理由により応急に資金を必要とし、かつ、他から同種の小口資金を借り受けることが困難であること。
- (2) 貸付けを受けた資金を確実に償還することができること。
- (3) 資金の貸付けを受ける日の 3 箇月前から引き続き区内に住所を有すること。

(貸付けの限度額)

第 4 条 資金の貸付額は、100,000 円以内とする。

(貸付けの申込み)

第5条 資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申し込まなければならない。

(貸付け)

第6条 区長は、前条の申込みがあったときは、調査のうえ必要と認める者に対し、資金を貸し付ける。

(利子)

第7条 貸し付けた資金（以下「貸付金」という。）には、利子を付さない。

(償還方法)

第8条 資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、貸付金を貸付けを受けた日の属する月から起算して3月経過後の月を初月として20月以内に均等月賦償還しなければならない。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

Q1 資金の貸付けの目的は何か。

Q2 資金の貸付け対象はどのような者か。

Q3 資金の貸付けの条件はどのような者か。

Q4 資金の貸付けを受けるための手続はどのようなものか。

A1 第1条の目的から、応急に小口資金を必要とする配偶者のない者であって現に児童を扶養しているものに対し、資金を貸し付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図ることが目的です。

A2 配偶者のない者であって現に児童を扶養しているもののうち、①災害、疾病その他区長が定める理由により応急に資金を必要とし、かつ、他から同種の小口資金を借り受けることが困難であること、②貸付けを受けた資金を確実に償還することができること、③資金の貸付けを受ける日の3箇月前から引き続き区内に住所を有することの要件を備えたものが、貸付けの対象となります。

A3 貸付けの限度額は100,000円以内で（第4条）、貸付けは無利子（第7条）、貸付けを受けた日の属する月から起算して3月経過後の月を初月として20月以内に均等月賦償還となります（第8条）。

A4 貸付けを受けようとする者が区長に申し込み、区長が調査のうえ必要と認める者に対し、資金を貸し付けることとなります（第5条、第6条）。

サービスの提供

社会保障給付として、一定の者にサービスを提供することがあります。

この場合、どのような者に対して、どのような内容のサービスを提供するかなどを決める必要があります。

【規定例】

世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例

(目的及び設置)

第1条 身体障害者に対して自立生活の体験の場を提供することにより、その者の地域社会における自立生活を促進するとともに、居宅においてその介護を行う者の疾病等の理由により短期間の入所を必要とする身体障害者を受け入れ、及び居宅での入浴が困難な身体障害者に入浴の機会を提供するため、世田谷区立身体障害者自立体験ホーム（以下「自立体験ホーム」という。）を設置する。

(事業)

第3条 自立体験ホームは、次に掲げる事業を行う。

- (1) (2) (略)
- (3) 入浴サービスを提供すること。

(入浴サービスを利用することができる者の範囲)

第29条 入浴サービスを利用することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 区内に住所を有していること。
- (2) 障害の程度の重い身体障害者であること。
- (3) 年齢が65歳未満であること。
- (4) 居宅において入浴することが困難であること。
- (5) この条例に基づく入浴サービスと同種の区のサービスを利用していないこと。
- (6) 浴室その他の入浴サービスに必要な施設の利用が困難でないこと。

(入浴サービスの利用の手続等)

第30条 入浴サービスを利用しようとする者又はその保護者は、規則で定めるところにより区長に利用の申請をし、その承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入浴サービスの利用の承認をしないものとする。

- (1) 管理上支障があるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、入浴サービスを利用させることが不適當であるとき。

(入浴サービスの利用の承認の取消し等)

第 31 条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入浴サービスの利用の承認を取り消し、又は入浴サービスの利用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第 29 条各号のいずれかに掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (3) 前条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(入浴サービスの利用に係る使用料)

第 32 条 入浴サービスの利用に係る使用料は、無料とする。

Q1 入浴サービスの提供の目的は何か。

Q2 入浴サービスを利用できるのはどのような者か。

Q3 入浴サービスを利用するための手続はどのようなものか。

A1 第 1 条の目的から、居宅での入浴が困難な身体障害者に入浴の機会を提供することが目的です。

A2 ①区内に住所を有していること、②障害の程度の重い身体障害者であること、③年齢が 65 歳未満であること、④居宅において入浴することが困難であること、⑤この条例に基づく入浴サービスと同種の区のサービスを利用していないこと、⑥浴室その他の入浴サービスに必要な施設の利用が困難でないことの要件を満たした者です (第 29 条)。

A3 入浴サービスを利用しようとする者又はその保護者が区長に利用の申請をし、その承認を受けなければならないとされています (第 30 条第 1 項)。区長は、管理上支障があるときなどは承認をしないとされています (同条第 2 項)。

施設の提供

社会保障給付として、一定の者に施設を提供することがあります。

この場合、どのような者に対して、どのような施設を提供するかなどを決める必要があります。

【規定例】

東京都福祉住宅条例

(設置)

第一条 都内に居住する低額所得者で、住宅に困窮している者に対し、低額な使用料の住宅を使用させることにより、その自立の助長と福祉の増進を図るため、東京都福祉住宅 (以下「福祉住宅」という。)を設置する。

(使用承認)

第四条 福祉住宅を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

(使用者の資格)

第五条 福祉住宅を使用することのできる者は、申込みをした日において、収入・・・が六万五千円以下であつて、都内に居住し、現に同居している扶養親族を有し、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 住居として適当でない建物又は場所に居住していること。
- 二 保安上危険な状態又は衛生上有害な状態にある住宅に居住していること。
- 三 老朽な住宅に居住していること。
- 四 世帯構成上過密な居住の状態にあること。
- 五 前各号に定めるもののほか、知事が特に必要と認めた者

2 福祉住宅の使用者の資格において、次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項の規定にかかわらず、現に同居している扶養親族があることを要しない。

- 一 六十歳以上の者
- 二 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの
 - イ 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度
 - ロ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)第六条第三項に規定する一級から三級までのいずれかに該当する程度
 - ハ 知的障害 ロに規定する精神障害の程度に相当する程度
(以下略)

(募集方法)

第六条 知事は、前条に定める資格を有する者のうち、次の各号のいずれかに掲げる理由に該当すると認めるものについては、公募に優先して、使用申込者を募集する。

- 一 不良住宅の撤去その他公共事業の施行に伴う住宅の除却
- 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十八条の規定による母子生活支援施設に入所している者が、公の援助を受けることが適当でなくなつたこと。

2 前項の規定により優先して募集する場合を除くほか、知事は、使用申込者を公募する。

(申込方法)

第七条 福祉住宅の使用の申込は、募集の都度一世帯一個所限りとする。

2 前項の申込の方法及び手続は、知事が定める。

(使用予定者の決定)

第八条 知事は、使用申込者の数が使用させるべき福祉住宅の戸数をこえない場合は、その者を使用予定者と決定する。ただし、使用申込者の数が使用させるべき福祉住宅の戸数をこえる場合は、抽せんにより使用予定者を決定する。

2 知事は、前項ただし書の抽せんによりがたい事情があると認めるときは、使用申込者の一部について別途の抽せんにより、または抽せんによらないで使用予定者を決定することができる。

3 前二項の規定により使用予定者を決定したときは、本人に通知する。

(住宅割当て)

第八条の二 知事は、必要があると認める場合は、福祉住宅の供給戸数の五割を超えない範囲で当該住宅の存する地区内の使用申込者に対して割当てをすることができる。

(使用手続)

第九条 第八条の規定により福祉住宅の使用予定者として決定された者は、速やかに知事が定める請け書を提出しなければならない。

2 知事は、前項の手続を完了した者で第五条に定める資格を有するものに対し、福祉住宅の使用を承認する。

3 福祉住宅の使用を承認された者は、承認の日から十五日以内に福祉住宅の使用を開始しなければならない。ただし、特に知事の承認をうけたときはこの限りでない。

(使用料の決定)

第十条 使用料の月額、一戸につき五千五百円を超えない範囲で、知事が定める。ただし、月の中途において、福祉住宅の使用承認又は返還があつた場合の使用料の額は、日割計算による。

Q1 福祉住宅を設置する目的は何か。

Q2 福祉住宅を使用することのできる者はどのような者か。

Q3 福祉住宅を使用するための手続はどのようなものか。

A1 第1条の目的から、都内に居住する低額所得者で、住宅に困窮している者に対し、低額な使用料の住宅を使用させることにより、その自立の助長と福祉の増進を図ることが目

的で

A2 収入が 65,000 円以下であって、都内に居住し、現に同居している扶養親族を有し、住居として適当でない建物又は場所に居住していることなどに該当する者です。ただし、60 歳以上の者や一定の障害者の場合は、現に同居している扶養親族があることを要しないとされています。

A3 原則として公募し（第 6 条）、募集に応じて使用の申込みをすることとなっています（第 7 条）。申込者が多数の場合は原則として抽選で使用予定者を決定します（第 8 条）。使用予定者は、請け書を提出し、知事が使用の承認をすることとなっています（第 9 条）。

§5 実効性確保

最後に、他の手法がうまく機能するための実効性確保規定について考察したいと思います。法令における実効性確保規定としては、罰則、是正命令、許認可等の取消しなどがあるとされています。

罰則

刑罰や過料を科す規定をいいます。代表的な実効性確保規定です。

刑罰には、反社会的行為に対する刑事罰と行政目的を達成するための行政罰がありますが、条例で科される刑罰は行政罰です。行政罰の場合は、実体規定（本則の中心的な規定）の中に義務を課す規定を置き、その義務に違反した場合の罰則を別途置く構成になっています。

【規定例】

東京都自然公園条例

（目的）

第一条 この条例は、都立自然公園の指定、保護、利用等及び東京都(以下「都」という。)が設置する自然公園施設の管理等に関し必要な事項を定めることにより、都内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって都民の保健、休養及び福祉の向上に資することを目的とする。

（特別地域の指定）

第十一条 知事は、都立自然公園の風致を維持するため、都公園計画に基づいて、その区域内に、特別地域を指定することができる。

2・3 （略）

(特別地域内における行為の制限)

第十二条 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。・・・

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

(以下略)

(中止命令等)

第十四条 知事は、都立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十二条第一項の規定・・・に違反する行為をした者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(以下略)

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項の規定に違反した者

二 第十四条第一項の規定による命令に違反した者

Q1 第12条第1項が特別地域内において工作物の新築等を許可制にしている理由は何か。

Q2 第14条第1項が第12条第1項の規定に違反する行為をした者に対し中止や原状回復等を命ずる理由は何か。

Q3 第12条第1項と第14条第1項の規定の実効性を確保するための手段はどのようなものか。

A1 特別地域は、都立自然公園の風致を維持するためにその区域内に指定されます(第11条第1項)。特別地域内において工作物の新築等を自由に任せると、都立自然公園の風致を維持することが困難となりますので、許可制としています。

A2 第12条第1項の規定に違反する行為は、都立自然公園の風致を維持することに支障を及ぼしますので、中止や原状回復等を命ずる必要があるからです。

A3 第12条第1項の規定や第14条第1項の規定による命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとして、その実効性を確保しています。

< 刑罰と過料 >

なお、罰則には、直接的に社会の法益を侵害する行為に対する懲役や罰金といった刑罰だけでなく、手続上の秩序を乱す程度の行為に対する制裁としての過料があります。秩序罰と言われることもあります。

ただ、刑罰と過料の限界については、明確な基準はありません。

【規定例】

東京における自然の保護と回復に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、他の法令と相まって、市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを楽しみ、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。

(捕獲等の禁止)

第四十一条 東京都希少野生動植物種・・・の個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。・・・ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

(完了の届出等)

第五十三条 開発の許可等を受けた者は、当該開発の許可等に係る行為が完了したときは、完了した日から起算して十四日以内に完了届を提出しなければならない。

2 (略)

第六十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第四十一条の規定に違反した者

第六十九条 第五十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

Q1 第41条の規定に違反した者が刑罰に処され、第53条第1項の規定による届出をしなかった者が過料に処される理由は何か。

A1 第41条の希少野生動植物種の個体の捕獲等の禁止は、野生動植物の保護というこの条例の目的を直接に侵害する行為なので、その違反には刑罰が科されます(第64条第2号)。

一方、第 53 条第 1 項の開発許可等に係る行為の完了届の提出義務に違反することは、手続上の秩序を乱すもので過料に処されます（第 69 条）。

是正命令

罰則については、法令の違反行為があったときに直ちに科される場合と、法令の違反行為に対し是正命令を発し、その命令に違反したときに科される場合があります。前者を直罰、後者を間接罰ということがあります。

両者の使い分けについて明確な基準はありませんが、構成要件、義務内容がそれほど明確でない場合は、是正命令を前置することが多いとされています。

【規定例】

世田谷区清掃・リサイクル条例

（目的）

第 1 条 この条例は、区、事業者及び区民がそれぞれ地球の資源に限りがあること及び環境の保全の重要性を自覚し、相互の理解と協力の下に、廃棄物の減量を行うため、廃棄物の発生及び排出を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、循環型社会の形成並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（事業者の処理）

第 43 条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第 36 条第 3 項に規定する規則で定める基準に従わなければならない。

（事業系一般廃棄物保管場所の設置）

第 44 条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項の保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第 1 項の保管場所に集めなければならない。

（改善命令等）

第 48 条 区長は、事業者が第 43 条又は第 44 条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

第 80 条 次の各号の一に該当する者は、200,000 円以下の罰金に処する。

(1)～(3) (略)

(4) 第 48 条 (第 52 条において準用する場合を含む。) の規定による命令に違反した者

(5) (略)

Q1 第 48 条で、区長が必要な措置を命ずる理由は何か。

Q2 同条の命令違反には、どのような制裁があるか。

A1 第 43 条や第 44 条では、事業者には事業系一般廃棄物の適正な処理を義務づけています。もし、事業者が第 43 条又は第 44 条の規定に違反しているなら、事業者には改善命令を発して、義務の履行の実効性を確保することとしています (第 48 条)。

A2 第 48 条の命令違反には、罰則の制裁があります (第 80 条第 4 号)。

許可等の取消し

行為を行うことに許可等を要する場合、許可等の取消しによって許可等を要する行為が適正に行われることを確保しようとするものです。

なお、許可の取消しについては、許可の箇所でも触れましたので、ここでは許可に類する登録の取消しについて考察します。

【規定例】

東京都下水道条例

(排水設備工事責任技術者)

第七条の七 排水設備の新設等の工事に関する技術上の管理は、管理者の登録を受けた者(以下「排水設備工事責任技術者」という。)でなければ行つてはならない。

(排水設備工事責任技術者の義務)

第七条の十 排水設備工事責任技術者は、下水道に関する法令及びこの条例その他管理者が定めるところに従い、排水設備の新設等の工事の施行に関する技術上の管理に当たらなければならない。

(登録の取消し等)

第七条の十一 管理者は、排水設備工事責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月を超えない範囲内において登録の効力を停止し、又は登録を取り消すことができる。

一 (略)

二 前条の規定に違反する排水設備の新設等の工事の施行に関する技術上の管理をするおそれがあり、又は管理をしたとき。

三 (略)

Q1 第7条の11が同条第2号に定める場合に登録の取消しを定める理由は何か。

A4 第7条の10で、排水設備工事責任技術者は、下水道に関する法令及びこの条例その他管理者が定めるところに従い、排水設備の新設等の工事の施行に関する技術上の管理に当たらなければならないとされています。排水設備工事責任技術者がこの規定に違反する排水設備の新設等の工事の施行に関する技術上の管理をするおそれなどがあるときは、登録の取消し等を行うことによって、適正な管理が行われることを確保しようとするものです。

勧告・公表

望ましくない行為を行った者に勧告をし、それに従わない場合に氏名等を公表することにより、望ましい状況を実現しようとするものです。

【規定例】

東京都福祉のまちづくり条例

(届出)

第十八条 特定整備主は、第十四条第二項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に知事に届け出なければならない。・・・

2 (略)

(勧告)

第二十二條 知事は、第十八条の規定による届出を行わずに同条に規定する工事に着手した者に対して、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

2 (略)

(公表)

第二十三條 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の公表をしようとする場合は、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

Q1 第18条第1項の届出義務の実効性を確保する手段は何か。

A1 まず、第 22 条第 1 項で、知事は、届出を行わずに工事に着手した者に対して、届出を行うべきことを勧告することができるかとされています。そして、この勧告に従わないときは、その旨を公表することになっています（第 23 条第 1 項）。公表という制裁があることにより、勧告に従わせようとするものです。

サービスの停止

望ましくない行為を行った場合にサービスを停止することをいいます。サービスの停止という制裁があることにより、望ましい状況を実現しようとするものです。

なお、公的なサービスについては自治体に提供義務がありますので、望ましくない行為と停止されるサービスとの間に関連性が必要だとされています。

【規定例】

東京都給水条例

(料金の徴収)

第二十二條 料金は、水道使用者から徴収する。

2 (略)

(給水の停止)

第三十二條 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

一～三 (略)

四 水道使用者又はその委任を受けた者が、第八条第一項の設計費、同条の工事費、第二十二條の料金、第二十九條の手数料(同条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号から第十三号までに掲げるものを除く。)又は第三十三條第二項の切離しに要した費用を指定期限内に納入しないとき。

五・六 (略)

Q1 第 32 条第 4 号で管理者が給水を停止することができるとした理由は何か。

A1 第 22 条第 1 項は、水道使用者から料金を徴収することになっています。第 32 条第 4 号では、この料金を納入しない場合、給水を停止するという制裁を置くことにより、料金の徴収を確保しようとしています。

即時強制

即時強制とは、義務の存在を前提とせず、行政上の目的を達成するため、直接身体、財産等に有形力を行使することをいいます。

自治体では、独自の条例で強制執行を定めることはできないと解されていますが、即時強制は強制執行ではないため、条例でも定めることができます。なお、即時強制は、強制執行の一種の直接強制とは概念上は異なるものの、類似の効果があるとされています。

【規定例】

世田谷区自転車条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車に係る道路交通環境の整備、自転車の安全利用の促進、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もって道路等の公共の用に供される場所の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(禁止区域の指定)

第37条 区長は、自転車等が大量に放置され、又は自転車等の大量の放置を引き起こすおそれがあると認められる地域を自転車等放置禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 区長は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示のあった日からその効力を生ずる。

4 前2項の規定は、禁止区域を変更し、又は解除する場合について準用する。

(禁止区域内における措置)

第38条 区長は、禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

(禁止区域外における措置)

第39条 区長は、禁止区域外に自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者又は所有者に対し、これを放置しないよう警告することができる。

2 区長は、前項の規定による自転車等の放置に係る警告をした日を起算日とし、3日以上経過してもなお引き続き放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

3 区長は、前2項の規定にかかわらず、禁止区域外において、急激に自転車等の放置が著しくなり、区民又は通行者への通行障害が生じ、災害時における緊急活動及び避難行動が極めて困難になると認められる地域においては、区民又は通行者に著しく急迫の危険を及ぼしている部分に限り、当該自転車等を撤去することができる。

Q1 禁止区域と禁止区域外の放置自転車に対する措置はどのようなものか。

A1 禁止区域は、自転車等が大量に放置され、又は自転車等の大量の放置を引き起こすおそれがあると認められる地域を指定していますので（第 37 条）、放置自転車は、警告をすることなく撤去することができます（第 38 条）。これに対して、禁止区域外では、放置自転車の利用者等に対して放置しないよう警告し、3 日以上経過してもなお引き続き放置されているときは、当該自転車を撤去することができるかとされています（第 39 条第 1 項・第 2 項）。ただ、禁止区域外において、急激に自転車等の放置が著しくなり、区民又は通行者への通行障害が生じ、災害時における緊急活動及び避難行動が極めて困難になると認められる地域においては、区民又は通行者に著しく急迫の危険を及ぼしている部分に限り、当該自転車等を撤去することができるかとされています（同条第 3 項）。